

実施日	平成29年11月1日	担当	諫早労働基準監督署
労働災害の防止にむけた緊急要請について			
<p data-bbox="197 479 1390 678">諫早労働基準監督署（署長 渡邊 正）は、平成29年の全産業における休業4日以上の労働災害発生件数が、10月末時点で前年同期と比較し21%（+43件）と大幅に増加していることから、一般社団法人 長崎県労働基準協会 諫早大村支部を通じて、傘下会員事業場に労働災害防止の緊急要請と安全点検の実施をお願いしました。</p> <p data-bbox="197 725 1390 887">なお、諫早労働基準監督署（管内：諫早市、大村市、東彼杵町）の平成29年（12月末現在）の全産業における休業4日以上の労働災害発生件数は以下のとおりです。 全産業 295件 （前年同期：257件）</p>			

平成29年11月 1日

事業主の皆様へ

諫早労働基準監督署

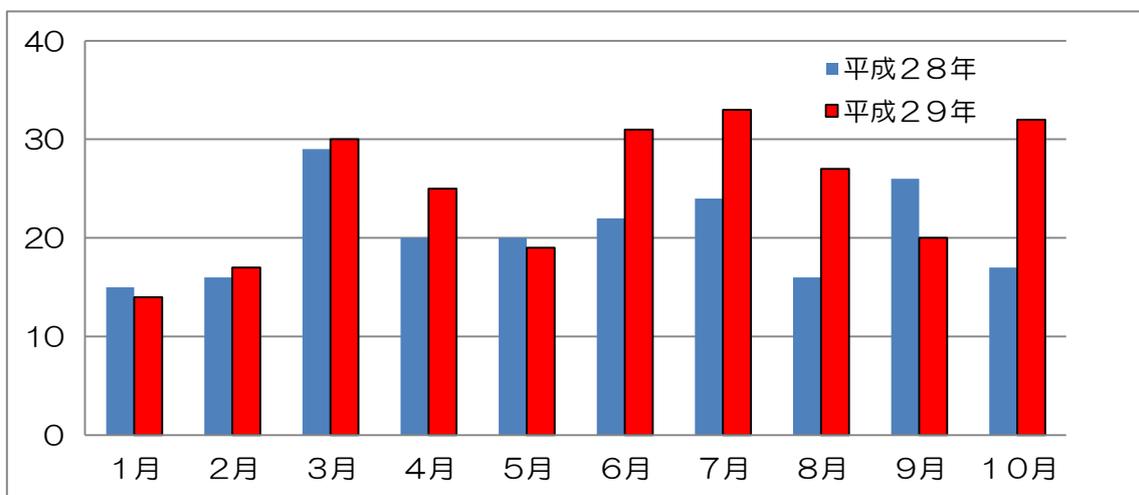
労働災害の防止にむけた緊急要請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年の諫早労働基準監督署管内の労働災害（休業4日以上）は、10月末時点で248件と前年同期（205件）を大きく上回り、10月の災害件数に至っては32件と前年同期（17件）の2倍近い状況となっています。

また、業種別では、第3次産業（商業、清掃業、保健衛生業）の増加が顕著であり、災害の特徴では転倒災害、50歳以上の高年齢労働者の災害が目立つ状況にあります。

長崎県労働基準協会 諫早大村支部の会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働災害の防止にご尽力を頂いていることと存じますが、労働災害が増加しておりますので、裏面のチェックリストを参考に安全点検を実施して頂き、年末の繁忙期に向けて更なる労働災害の防止に取り組んで頂きますようお願い致します。



- 労働安全衛生法にもとづく以下の管理者等を選任していますか。
 - 安全管理者（選任が必要な業種が限定されています）
 - 衛生管理者（労働者50名以上の全ての業種）
 - 安全衛生推進者 又は 衛生推進者（労働者10～49名の事業場）
 - 産業医（労働者50名以上の全ての業種）
 - 安全推進者の配置（安全推進者の選任義務のない業種において労働災害が多発しているため、指針により自主的な配置をお願いしています。）

 - 以下の安全衛生活動に取り組んでいますか。
 - 転倒災害の防止について「**STOP！転倒災害プロジェクト**」を参考に、職場の転倒災害の防止に取り組んでいますか。
 - 危険の「見える化」に取り組んでいますか。
（床の段差・階段への着色、突起部への表示・保護、危険場所の注意喚起など）
 - 職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）について、定期的に点検を行うなど、職場の安全活動に取り入れていますか。
 - 腰痛予防対策（作業方法の改善、体操、教育等）に取り組んでいますか。
 - 発生した労働災害について、類似災害の再発を防止するため、発生状況・原因及び再発防止対策の検討を行い、記録に残していますか。
 - また、その結果を労働者に周知していますか。
（同様の災害が繰り返し発生する事業場の傾向として、「過去の災害事例が保存されていない」「災害発生後に口頭で注意するだけで具体的な対策が取られていない」ことが多い傾向にあります）
 - 労働災害防止対策の手法である「リスクアセスメント」について、取り組みを進めていますか。
（平成18年4月1日 労働安全衛生法改正により努力義務となりました。）
- ※ 取り組みの詳細資料（パンフレット等）は「STOP！転倒災害プロジェクト」「安全の見える化」「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」で検索下さい。
-
- 労働者への安全衛生教育について
 - 労働者を雇い入れたときは、業務に関する安全又は衛生のため必要な事項（過去の災害事例を含めた）について、教育を行っていますか。
 - 労働者の作業内容を変更したときは、業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行っていますか。
 - 安全又は衛生のための教育では、教育を行う人によって内容が異ならないよう、作業手順書を使用（作成）していますか。
 - 作業手順書にはヒヤリハット、過去に発生した災害事例の検討が活かされていますか。